

## 会 議 記 録

会議名称		第27回杉並区環境清掃審議会
日時		平成20年1月16日(水) 午前10時00分～午後 0時10分
場所		区役所 中棟6階 第4会議室
出席者	委員名	丸田会長、はなし委員、小倉委員、井口委員、青山委員、柳澤委員、 萩原委員、岩島委員、山室委員、山名委員、岡田委員、小池委員、宇都宮委員、 内藤委員、大澤委員、奥委員、境原委員 (17名)
	区側	環境清掃部長、環境課長、環境都市推進担当課長、清掃管理課長、 ごみ減量担当課長、杉並清掃事務所長、方南支所担当課長、 都市計画課長、建築課長、みどり公園課長
傍聴者数		1名
配付資料等	事前	第24回審議会会議録(案) 第25回審議会会議録(案) 杉並区環境基本計画実施状況報告書【平成18・19年度版】 平成19年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果(5月、8月分) について 平成19年度一般大気中のアスベスト濃度の測定結果について 杉並区一般廃棄物処理基本計画の改定について 廃プラスチックサーマルリサイクル等の平成20年度本格実施に向けての進捗 状況について 「粗大ごみ処理手数料改定」について 一定規模以上の開発事業等の報告について(緑化) (2件)
	当日	環境博覧会すぎなみ2007ポストイベント 「すぎなみ環境賞」平成19年度実施報告パンフレット
会議次第		第27回杉並区環境清掃審議会 1 会長あいさつ 2 第24・25回会議録(案)の確認 3 議題(報告事項) (1)杉並区環境基本計画実施状況報告書(平成18・19年度版)について (2)平成19年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果について (3)平成19年度一般大気中のアスベスト濃度の測定結果について (4)杉並区一般廃棄物処理基本計画の改定について (5)廃プラスチックサーマルリサイクル等の平成20年度本格実施に向け ての進捗状況について (6)「粗大ごみ処理手数料改定」について (7)一定規模以上の開発事業等の報告について(緑化) (2件) 4 その他 5 次回開催日程の確認

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">       会議の内容        および        主要な発言     </p>	<p>1 第24・25回会議録（案）の確認</p> <p>2 議 題</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 杉並区環境基本計画実施状況報告書（平成18・19年度版）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・数値目標が掲げられているものについて、年度ごとに報告をうけて、例えば中間報告で評価をして、進捗、成果というものについての区側のコメントのようなものは出ているのか。</li> </ul> <p>(2) 平成19年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年8月の槽内ガス調査について、公共下水道でかなり高い値だということだが、この値が基準値と比べてどのくらいなのかを知りたい。</li> </ul> <p>(3) 平成19年度一般大気中のアスベスト濃度の測定結果について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・杉並区内にアスベスト工場はあるのか。また、一般的な話として工場現場での測定とか、そういったことがどの程度されているのか。</li> </ul> <p>(4) 杉並区一般廃棄物処理基本計画の改定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画目標について短期・中期・重点ということで3ステップ設定しているが、短期の場合、22年度に至る各年度のプログラムのようなものがあったほうが、より具体的になっていくと思う。</li> </ul> <p>(5) 廃プラスチックサーマルリサイクル等の平成20年度本格実施に向けての進捗状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみ、不燃ごみ数値の対象となっている世帯を明確にしてほしい。</li> </ul> <p>(6) 「粗大ごみ処理手数料改定」について</p> <p>(7) 一定規模以上の開発事業等の報告について（緑化）（2件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察大学跡地について、全体計画との関係はどのようになっているのか。</li> </ul> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境博覧会すぎなみ2007ポストイベントについて</li> </ul> <p>4 次回開催日程の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回は3月24日（月）の10時からです。</li> </ul>
--	--

第27回環境清掃審議会発言要旨 平成20年1月16日(水)	
発言者	発言要旨
環境課長	<p>皆さん、おはようございます。また今年もよろしくお願ひいたします。</p> <p>定刻になりましたので、第27回環境清掃審議会の開会をお願いしたいと思います。</p> <p>開会に当たりまして、事務局より本日の委員の出席状況の報告をいたします。現在5名の委員が来ておりませんが、定足数は過半数ですので本日の会議は有効に成立するものでございます。それから、傍聴の申し出と申しますか、現在テレビ局から取材によるテレビカメラの撮影の申し出がございませぬ。</p> <p>次に資料の確認でございますが、事前にお送りしたものにつきましては、第24回会議録(案)、第25回会議録(案)、それから報告案件が、8件ございませぬ。「杉並区環境基本計画実施状況報告書(平成18・19年度版)について」、「平成19年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果について」、「平成19年度一般大気中のアスベスト濃度の測定結果について」、「杉並区一般廃棄物処理基本計画の改定について」、「廃プラスチックサーマルリサイクル等の平成20年度本格実施に向けての進捗状況について」、「「粗大ごみ処理手数料改定」について」、それから「一定規模以上の開発事業等の報告について」、これは緑化の関係でございますが、2件ございませぬ。</p> <p>それから、恐れ入りますが、第24回会議録(案)につきましての訂正表につきまして、訂正があるということでございませぬ。訂正表がついてございませぬが、第24回会議録の一番前についてあるところの10ページの訂正後の欄でございませぬが、「G会長」とありますが、「G委員」と訂正をしていただきたいと思ひませぬ。</p> <p>それから、本日席上に配付したものにつきましては、「環境博覧会すぎなみ2007 ポストイベント」のチラシと、「すぎなみ環境賞」の平成19年度実施報告のパンフレットがございませぬ。不足な資料がございませぬしたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、会長、開会よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>では、初めさせていただきます。また、新年明けましておめでとうございませぬ。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>では、第27回杉並区環境清掃審議会を始めさせていただきます。</p> <p>最初に、会議記録の承認ということでお諮りいたします。</p> <p>第24回会議記録(案)9月分でございますけれども、第24回で何かご意見ございませぬか。</p> <p>よろしゅうございませぬか。</p>

<p>環 境 課 長</p>	<p>では、案をとらせていただきます。</p> <p>次に、第25回会議記録（案）について、ご意見ございますか。</p> <p>よろしゅうございますか。</p> <p>では、案をとらせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>では、報告事項のみですが、議事のほうに入らせていただきまして、まず「杉並区環境基本計画実施状況報告書（平成18・19年度版）について」、2点目が「平成19年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果について」、3点目が「平成19年度一般大気中のアスベスト濃度の測定結果について」、以上3点、環境課長関連ですので、ご説明のほどよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、環境課長。</p> <p>それでは、私から3件ご報告をさせていただきます。</p> <p>まず、「杉並区環境基本計画実施状況報告書（平成18・19年度版）について」、ご報告をさせていただきます。</p> <p>この件につきましては、平成17年、18年度の実績が記載されているものでございまして、2年一緒のものとして報告をさせていただくものでございます。</p> <p>それでは、表紙をおめくりいただきまして、まず最初に目次ということでございます。「環境基本計画からの抜粋」ということで、「私たちの4つの挑戦」と、それから下のほうに基本目標5つ出てございます。環境基本計画につきましては、5つの基本目標と4つの挑戦を掲げてございまして、それぞれについて具体的な実施の取り組みをするということで、今回その件の実施状況についてご報告するものでございます。</p> <p>それでは、次の2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>ここに記載のものが、「私たちの4つの挑戦」というものでございます。1番から4番までということでございます。</p> <p>それから、次から4ページからでございますが、「基本目標実現のための取り組み」の実施状況ということでございます。基本目標Ⅰにつきましては、「持続的発展が可能なまちをつくる」ということでございまして、その中に、下のほうにまず一つ、取り組みの方向1と、取り組みの方向2というようなものがございまして、一つの取り組みの方向1につきましては、地球温暖化防止への取り組みということで、二酸化炭素排出量につきましては、達成年度が平成22年度ということでございますが、2010年度までに1990年、平成2年度に比べまして2%削減するという目標を掲げたものでございます。それが18・19年度ということではなくて、16年度末</p>
----------------	---

の状況と、それから17年度末の状況ですが、16年度末については14.4%増ということでございます。それから、17年度末がまだ集計中でございます。これから結果が出るということが記載されております。

それから、取り組みの2につきましては、1番「ごみの発生抑制」ということで1人当たりのごみ排出量について、削減をしているということで記載のとおり達成年度24年度40%削減ということで、17年度末、18年度末の状況は記載のとおりでございます。

その下のほうに、「行政の具体的取組み」ということで、各基本目標ごとに記載のとおり、それぞれの数値、指標がありまして、施策・事業、それから指標、それから目標値、それから目標年度、それから今回の実施状況の報告の17年度末の状況と18年度末の状況ということで、2カ年分について記載がでございます。

それから、次の5ページについて、同じような続きがございまして、それから次の6ページでございまして、今回、基本目標Ⅱ「健康と暮らしの安全を守るまちをつくる」ということで、ここにつきましては、取り組みの方向が1から4までございまして、それぞれの中にまた何件か分かれておりまして、それぞれについて一番上でありますと、有害化学物質減少への取り組みということで、ここでは野焼き件数、苦情件数が最終的に目標ゼロ件ということにしたいと書いてありますが、17年度末30件、18年度末17件というような状況になってございます。

以下、同じようなことで記載のとおりでございまして、下のほうにまた「行政の具体的な取組み」－目標設定のある主な計画事業－というようなことで、一番上には「ダイオキシン類などの有害化学物質の調査の実施」それも17年度末の状況、18年度末の状況がそれぞれ記載をされてございます。

それから、次の8ページでございまして、基本目標Ⅲ、「自然環境が保全され、さまざまな生き物が生息できるまちをつくる」ということで、ここについては取り組みの方向については1と2と2つございます。取り組みの1については「連続したみどりを保全・創出する取組み」ということで、1として、「制度をととのえ、みどりを守る心をつなげる」ということで、区の緑被率について目標値については25%、達成年度は平成30年度ということで、17・18年度末の状況で20.9%ということになってございます。以下、それぞれの目標、それから目標値、達成年度、それから一番また下のほうに「行政の具体的取組み」、「目標設定のある主な計画事業」が記載のとおりでございます。

それから、次の11ページになりますが、これにつきましては、基本目標Ⅳ、「魅

力ある快適なまちなみをつくる」ということをごさしまして、そこについては取り組みの方向が1と2と2つございまして、1については「地域の美化をすすめる」、それから2のほうにつきましては、1番、2番ということに記載をされてございます。それから、下のほうに具体的な取り組みについて記載がございます。

以下、ずっと13ページまで。

それから、14ページでございますが、基本目標V、「区民、事業者、区が、ともに環境を考え、行動するまちをつくる」ということで、そこについては取り組みの方向1については、「4つの目標への挑戦」でございますが、取り組みの方向の2について、「参加と協働のための仕組みづくり」ということで、そこに記載のとおりでございます。

それから、下のところに「行政の具体的取組み」ということで、その一番上に「環境博覧会の開催」というようなことで、17年度末の状況、それから18年度末の状況が記載をされております。

それから、15ページ以下でございますが、「杉並区環境基本計画 計画施策・事業の一覧」ということで、一覧が以下17ページまでついてございます。

続きまして、次に「平成19年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果（5月、8月分）について」ご報告をいたします。

中継所につきましては、平成12年4月に杉並区に移管をされて以来、杉並区は環境モニタリング調査を実施してきました。

平成19年度の環境モニタリング調査については、全体で年4回調査をします。今回につきましては、5月と8月に実施した調査結果を報告するものでございます。

1番の「調査の概要」でございますが、記載のとおりでございます。表の1のモニタリングの調査項目を見ていただきますと、今回報告するものについては5月分、8月分のものでございます。

次の2ページを見ていただきますと、調査結果のまとめたものがございます。調査につきましては、排気・大気関係と排水関係がでございます。

それでは、6ページをめくっていただきたいと思いますが、これは排気関係、大気関係の調査をしている場所についての位置でございます。左側のほうに排気塔の関係について、網かけをしたところが測定をした場所でございます。排気系の脱臭処理前と、それから排気系脱臭処理後というもので2つ記載がございます。

それから、右のほうですが、これは換気塔の関係でございます。換気塔については3系統ございまして、それぞれについて網かけをしている場所で、まずフィル

ターを通す前のところ、EF-1とかEF-2、EF-3、それぞれのところで測定をして、それから最終的に排気塔を出た後のところで測定をするものでございます。

それから、次の7ページをご覧いただきたいと思います。こちらについては、排水関係の調査位置ということでございまして、これも網かけをしているところがそれぞれ調査をしたところでございます。まず、真ん中のほうですか、床排水槽、散水洗浄水が入る床排水槽ですね、そこから測定をして、それから処理槽のところ測定をして、それから地下汚水槽に流れて、それからそこには便所とか排水が流れてきますが、そこで一緒になったところの地下汚水槽、それから最終的に外部の公共下水道のところ、一番左上のほうですが、調べているものでございます。

それから、8ページですが、周辺4地点と対照2地点、今回調査をしているところでございますが、それぞれの位置を示したものが、上のが周辺4地点について約200メートルの範囲のところ調べたものが東西南北4カ所でございます。それから、下のほうに対照地点として2カ所、杉並第十小学校と高井戸第二小学校について調べたところの地点を表示したものでございます。

それでは、2ページをご覧いただきたいと思います。

まず、排気・大気関係については、23項目を5月、8月に調査しておりますので、その結果でございますが、環境確保条例による規制基準にある11項目については、すべて基準値未満の濃度でございました。それから、杉並中継所周辺の4地点、対照2地点につきましても、環境基準のある4項目では、すべて基準値未満の濃度でございました。

それから、2番目ですが、8月分だけですが、これはダイオキシンを調査しておりますが、環境基準と比較して十分低い濃度でございました。それから、排水でございますが、5月、8月分ですが、排水処理後につきましても、すべての項目で下水排除基準または悪臭防止法の基準の範囲内でございます。

それから、槽上部の空気調査を地下汚水槽と公共下水道で実施しまして、結果は8月の公共下水道で硫化水素が高い濃度でございました。これはこのときだけだと思います。

それで、次の3ページをご覧いただきたいと思います。

具体的な数値が書いてあります。それで左側、3ページの上のほうに表2-1ということで、これは平成19年5月の排気・大気関係の調査でございます。左側のほうから上のほうに、先ほどご説明した調査した場所ごとの記載がございまして、

縦軸のほうに23物質についての記載がございます。一番左側に2番目で「ジクロロメタン」というものがございますが、これについて若干排気塔系脱臭塔入り口の前で少し高目の数値が出てございます。「1, 1, 1-トリクロロエタン」、3番目についても少し大きい数値が出てございます。あとは右のほうに周辺の4地点記載がございます。5月についてはこういうようなものでございます。

4ページをご覧いただきたいと思います。

表の2-2ということで、これは8月の状況でございます。こちらにつきましては、上の記載のとおり、周辺4地点以外に対照2地点がございます。それぞれについて記載のとおりでございます。先ほど5月のところの「ジクロロメタン」につきましては、ここでは少しそれに比べてかなり小さい数値になってございます。一番下のほうに「ダイオキシン」、8月については調査をしております、これも十分小さい数値になってございます。

それから、次の5ページをご覧いただきたいと思います。

表の3-1と3-2ということで、5月と8月の排水系のものでございます。上のほうが5月分でございます。床排水槽につきましては、水がありませんでしたので、測定ができないということで欠測というふうになってございます。

それから、8月については床排水槽についても測定をしております。それぞれについて基準以下の数値になってございます。

それから、一番下のほうに表4-1と表4-2ということでございまして、平成19年5月槽内ガス調査ということで、5月については「硫化水素」、「硫化メチル」についてそれぞれ余り大きい数字ではございませんが、表の4-2でございますが、硫化水素の公共下水道のところ、1,800マイクログラム立方メートルあたりの数値が出てございます。かなり大きい数字でございまして、なかなかこの辺がわかりづらいですが、かなり今年は特に暑い夏でございましたので、腐敗が進んだ関係で高い数値が出たんだろうと考えております。ただ、一時的にこのときだけ出たということで、今後また11月、それから2月も行いますので、そのときまたそれを比べながら検証していきたいと思います。

それから、一番最後、9ページになります。

9ページにつきましては、参考ということで過去3カ年、平成16年度、17年度、18年度、今回19年度についての月ごとの変化それぞれ記載をしたものでございます。一番上の2番目ですが、先ほどご説明したように、「ジクロロメタン」の排気塔のところ、19年度の5月が少し大き目、それから換気塔のところもちょっと大き

	<p>目でしたが、8月についてはかなり下がってきまして、という状況でございます。それから、3番目の「1, 1, 1-トリクロロエタン」につきましても、5月のところが排気塔ですか、少し大き目ですが、8月においてはかなり小さい数値に変わってございます。</p> <p>それから、3番目でございますが、「平成19年度一般大気中のアスベスト濃度の測定結果について」ご報告をさせていただきます。</p> <p>平成19年10月30日に区内3地点で実施した一般大気中のアスベスト濃度の測定結果については記載のとおりでございます。すべて0.1、単位としては本/リットル当たり未満でございました。参考に17年度、18年度の数値は記載のとおりでございます。</p> <p>それから、下の東京都内の状況ということで参考に上げさせていただいております。これは1番目として東京都の調査でございまして、3カ所で調査を昭和60年からしているものでございます。それから、下のほうに17年、18年度ということでございます。</p> <p>それから、裏面でございますが、「区市による調査」ということで平成14年度以降ということでございまして、上のほうの港区から国立市までということでございます。17、18年度の状況がありますように、記載のとおり板橋区から八王子市、武蔵野市、それから調布市ということで記載のとおりの数値になってございます。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、まず「杉並区環境基本計画実施状況報告書（平成18・19年度版）」、これにつきまして、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。</p>
G 委 員	<p>G委員。</p> <p>非常にわかりやすいものだと思いますが、ここで数値目標が掲げられているものにはかなり達成見通しがあるもの、かなり読み切れない、あるいは非常に難しいものがあると思います。こういうものを年度ごとに報告されて、例えば中間評価をし、進捗、成果というものについての区側のコメントとか、そういうようなものがどこかで出てくるんでしょうか。それとも目標年次まで大体こういう数値ということで動くのか。特に計画変更あるいは次の目標に向けての更新時期があると思いますが、その辺の扱いはどういうことですか。</p>
会 長 環 境 課 長	<p>環境課長。</p> <p>環境基本計画につきましては、一番最初につきましては、平成8年につくられた</p>

	<p>ものが平成15年に改定をされまして、それからかなりたっているということをごさ いまして、実際この中の項目についても終わっているようなものもございまして、 それから、なかなか達成もできないものもありまして、実際の計画自体も改定をさ れているような、それぞれの計画をまとめたようなものなのでございますので、環 境基本計画につきましても来年度以降改定をしていきたいということで、その中で 新たな指標をつくることも考えてございます。特に二酸化炭素の排出量につきまし ては、実際2%削減というようなかなか大きい目標を掲げていますので、なかなか それが達成できないものもございまして。</p> <p>そういうことで、現在この環境基本計画自体を実際ある程度変えていくような考 えでいるところでございます。</p>
G 委 員	<p>今、ご指摘があった二酸化炭素と緑地あたりが一番難しい数値だと思いますが、 目標設定自体がもともとかなり高いところに置いているとか、京都議定書に沿って 目標設定したということで、民生中心の杉並区が、達成するは非常に難しいことだ と思います。逆にその難しさということをはっきりさせるとか、特に交通と業務と 家庭系が、当然杉並区においても増えていると思いますけれども、ごみで試みられ ているような、かなり生活とか事業活動に即した形で数値的な表現がされてくると 非常にわかりやすくなる。</p> <p>例えば、14%増えたと言われても、通過交通をどういう扱いにしているのかと か、域内の交通需要と通過交通等を一体どう扱っていて、杉並区の区民の方がやれ ばこれだけ落ちるといったイメージがなかなか読み取れないと思いますけれども、ど こかでそういう説明がされているんでしょうか。</p> <p>実は区で算定するのは、非常にわかりづらい。どうやってこの14.4%というのを 出しているのかなというところなんです。</p>
会 長 環境都市推進担当課長	<p>どうぞ、お願いします。</p> <p>確かに、民生中心の杉並区では、大変14.4%増えたといってもどこが増えたのか ということがわかりにくいかと存じます。これはどこが増えたかという部門で申し ますと、やはり家庭用が20%増えている。それから、業務関係が43%増えている。 乗用車、運輸関係はほとんど増えておりませんので、対策としましては、これから 家庭、業務関係について、一層の周知を図っていくという、杉並地域省エネ行動計 画の推進につきましても、区民の皆様、事業者の皆様、私自身が各町会を回る形でど ういうことをしたら二酸化炭素が何キログラム減らすことができるかというような お話をどんどん町会の中に入って行って、説明して周知を図って、皆様のご協力</p>

	<p>を得てこの数値を下げて、目標値に近づけてまいるようにしたいと考えてございます。</p> <p>環境博覧会等でも省エネ相談コーナー、エネルギーカフェ等を設けまして、こういうことをしたら削減できるというようなご案内をしておりますが、一層そういった取り組みを強めて進めてまいりたいと考えてございます。</p>
会 G 委 員	<p>長 よろしいですか、ほかの件について。御質問でしょうか。</p> <p>私ばかりで申しわけないんですが、もう一点、多分かなり難しいのは緑地の話なんです。これは各家庭でということよりも、例えば今日出ているような大規模開発の問題とか、そのほか公園計画、これは財政の問題も非常に大きいと思いますが、こういう非常に難しい数値の目標があると思いますけれども、この辺についての現状でのお考えみたいなものはあるんでしょうか。</p>
会 みどり公園課長	<p>長 どうぞ、みどり公園課長。</p> <p>緑地については、以前みどりの基本計画を改定する際に、14年度のみどりの実態調査で前回の目標を緑被率を20%に設定したものを一応20.14ということで、それを達成するというのは基本調査の結果が出た関係で、さらに高い目標を今計画では設定しているということで、いきなり20から5%上げたのは非常に厳しいとは考えていますが、実際に公園の整備を含めたり、あるいは今回緑化の報告をさせていただくような平面の部分だけではなくて、屋上緑化の推進等を含める中で、今後達成を目指していきたいと考えてございます。</p>
会 J 委 員	<p>長 では、J委員。</p> <p>CO<sub>2</sub>削減、その他もろもろなんですけれども、事業者として大学が非常に大きいんです。今豊島区でも立教大学がやはり豊島区の中でも非常に事業者としてCO<sub>2</sub>を排出したり、あるいはごみの全体の排出してということで、大学のマネジメントというのは非常に必要だと思っているんですが、杉並区にも大学があると思いますけれども、大学の環境マネジメントが実は一番おこなわれていると言われていまして、そういうところでの働きかけ、あるいは既に連携をなさっているのかどうかということをお聞きしたいと思います。</p>
環境都市推進担当課長	<p>杉並区には7つの大学がありまして、直接的にはこのCO<sub>2</sub>削減についてまだ取り組みを直接お願いするということにはいっておりませんが、今後、先ほども申し上げました、全区的な取り組みとして訴えてまいりたいと存じます。</p> <p>一部大学につきましては、こういった周知ポスター、杉並区地域省エネ行動計画のポスターの作成に協力する等の行動がございますので、関心のある学校も多いと</p>

J 委員	<p>思いますので、取り組みの強化をしてまいりたいと存じます。</p> <p>たしか区長会の方から、大学に依頼というか削減をしてくださいというようなお達しが出ているはずなんです。たしか立教大学も豊島区から来ているというように言っていましたので、ぜひそのような働きかけをしていただければ、大学さんのほうとしても学生一人一人の環境マインドを高めて、いわゆる排出者責任として頑張っていかなければいけないという意識がだんだん高まっていると思います。私大協のほうも、たしかCO<sub>2</sub>削減を大学としてもやっていこうというふうに出ていると思いますので、その辺を確認していただいて、積極的に巨大な事業者の大学を環境マインドのあるものに変えていくということもこれから非常に重要ではないかと思っておりますので、頑張ってくださいと思います。</p>
会 長	<p>今の件ですけれども、各大学省エネ対策委員会というのを大体以前から持っております。ですから、それだけじゃないですけれども、働きかけの箇所とすれば挙げられると思います。</p> <p>ほかに、ではU委員、お願いします。</p>
U 委員	<p>このいろいろ評価といいますか、あると思いますけれども、「行政の具体的取り組み」というところを見ても、学校への働きかけとか、それから住民への働きかけで、人数を目標にして増やすというようなところは達成をしているところが多々見られると思いますけれども、例えば8ページの「行政の具体的取り組み」の欄で、上から2番目の「みどりの基金の運営」というところで、積立金が目標が5億となっておりますけれども、実際には10分の1の達成金額ということが見えておりますし、それから「雨水浸透」のところでも、6万平方メートルという目標値に対しまして、実際に達成したのは非常に低い数字ということがございまして、これは多分、全体の財政との関連ということもあると思いますけれども、この辺を今後、その財政的なもの見直しの中で、どう取り組んでいくのかというところをぜひ伺っておきたいと思っております。</p> <p>やはり財政的な裏づけがございませんと、行政の場合には目標達成というのが非常に難しいと思いますので、その辺をどういうふう考えていらっしゃるのか伺いたしたいと思います。</p>
会 長 みどり公園課長	<p>では、みどり公園課長。</p> <p>「みどりの基金」は、平成14年の10月1日に創設されまして、当初一般財源で200万円を積み立てて、その後、区民、事業者を含めて区内全域からもご寄附をお願いして周知を努めてきたわけですが、なかなか順調には増えない部分もありまし</p>

	<p>て、初年度は400万円という形でした。その後も増えない関係があつて、平成17年度に区のほうで一般財源から5,000万円を積み立てたというような経緯がございます。その後もいろいろ寄附のお願いをしている中で、なかなか寄附が見込みどおり目標額に達しないというのが現状ではありますが、今後もPRも含めて、いろんな形で寄附も増えていますので、目標を目指してやっていきたいと考えてございます。</p>
<p>会 長 環 境 課 長</p>	<p>環境課長。 雨水浸透のほうでございますが、ちょっと所管ではないんですが、その目標値が6万平方メートルで、平成22年度目標年度ですが、17年度末、18年度末それぞれ年度ごとの数値が2つありまして、累計のほうを見ていただきますと、大体年に1万9,000か1万ぐらい増えていきますので、18年度末の累計が5万7,000ですので、22年度までには何とか達成するような数値になると思います。</p> <p>それから、財政的には杉並区の実施計画のほうにも同じような計画が載っていますので、順調にいけば6万、この数字については達成できると考えています。</p>
<p>会 長 U 委 員</p>	<p>U委員、お願いします。 大変努力が必要だと思ひまして、例に8ページを挙げましたけれども、ほかのところでも財政と絡むものがほとんどでございますので、ぜひその点はこの計画が達成できるような、そういう取り組みを担当の部署としても庁内的な理解を得るとか、あるいは議会の理解を得るとかして、ぜひ実現のできるように頑張ってくださいと思います。</p>
<p>会 長 T 委 員</p>	<p>では、T委員。 単純な質問なんですけど、8ページから12ページにかけてのところなんですけど、まず、8ページの例えば「制度をととのえ、みどりを守る心をつなげる」ということで、調査の結果がこれ全部14年度この辺になっておりますが、これはどのくらいのピッチで調査をまとめられて今後もいくのかというのが1点です。今度20年ですから、14年というとかなり過去の調査結果になっていると受けとめられるものですから、という意味合いで伺います。</p> <p>それが1点と、それから「公共施設のみどりをふやす」という5番です。これが拡大ということで26.16ヘクタール、これもどのぐらいの拡大になっているのか、ほとんど横ばいなのかとか、その辺が実は見えないので、今の点、どういうふうになっているのかということをお伺いしたいということです。</p> <p>それから、下の取り組みの表の「水路敷（水のみち）の整備」で水路の整備とい</p>

	<p>うことなんですが、これはどういう内容が整備されているのかというのを多少伺いたいと思います。</p> <p>それと、多少関係するんでしょうが、「親水プロムナードの整備」というのが目標値2万995平方メートルに対して、これは達成しているという意味なんですが、9万3,432平方メートルいっているんです。非常にある意味すばらしいことなんですが、ある意味何でこれだけ目標値が低かったのかなと思いたくなるということがありまして、この辺の実はこんなことができたんだといったようなことがあればご説明いただくと理解できるということでございます。</p> <p>それから、12ページの「生活道路等の景観整備」で主要生活道路等の景観整備が663メートルということですが、この景観整備をすることになる道路、要は該当、選定する基準というのはどういうところにあるのかなといったようなところなんです。</p> <p>数点ピックアップして、この辺がわかるということでお願いしましたが、共通で今言ったようなところが見受けられるので、その辺も含めてこれは次のこういうまとめのときには、もうちょっとわかる補助表等がございますと理解しやすいと思います。とりあえず今言ったような点のご説明がいただくとわかりやすいと思いますので、お願いしたいと思います。</p>
みどり公園課長	<p>平成14年度調査というのは緑化基本調査というのをみどりの実態調査ということで、5年ごとに昭和47年から実施してきております。平成14年度の調査の結果は平成15年に公表していますので、ちょうど今19年度今みどりの実態調査を5年ごとということでやってございますので、結果は今年度末から来年の初めに公表できる段階でまた環境清掃審議会にご報告したいと思っております。</p>
会 長	<p>いろいろご指摘ありましたけれども、今日、担当課長いらしていないわけなので、全部環境課長が答えるというのは大変でしょうけれどもおわかりになる範囲でお願いします。</p>
環 境 課 長	<p>まず、水路敷ですが、私もすべてわかりませんが、いわゆる水路敷だったところを歩く歩道というようなことで整備をしていくという計画でございます。それで、実際にその面積平方メートル数がありまして、それを整備をこれからしていくということで具体的な話はなかなかわかりません。</p> <p>それから、親水プロムナードにつきましても、これは先ほどご指摘のとおり目標値に比べて実際やったものは大きい数字になっていますので、確かにこれは当時目標を先ほど15年ごろに目標を挙げたものが、当時そういう目標を掲げていたものが先に事業としてうまくいってしまったのでできたということなので、先ほどご説明</p>

	<p>したように今後この環境基本計画も改定しなければならない時期になっていますので、新たに目標をそういう点ではつくり、新しい目標に変える、内容も変えるということもあると思います。</p> <p>それから、一番最後の12ページですが、「生活道路等の景観整備」の「主要生活道路等の景観整備」ということで、これも記載についてはこれも実際そこに目標年度が平成17年度というようなことで記載がありまして、実際目標は年度的には終わってしまって、663メートルについてカラー舗装等をするという整備工事を行ったということで、実際はメーター数は伸びないんですが、そういう整備として行ったということをしたということで、こういうものにつきましても、今後違う表をついたり、それから新たな目標を立てる必要があると考えています。</p>
みどり公園課長	<p>直接担当ではないんですが、カラー舗装については基本的に商店街のカラー舗装が商店街のほうが費用をある程度負担してやる場合が、土木というか杉並区の場合多くて、それも産業振興の関係の補助金を受けたりしながら、土木の道路のほうでそのお金を受けてカラー舗装化していくということで、計画事業的には路線は決めていますけれども、メーター数は決めていないので、要望があったところでやっていくというようなことではないかと思えます。</p>
会 長	<p>では、残されていますけれども、K委員、どうぞ。</p>
K 委 員	<p>簡単に言っていきたいと思います。3点申し上げます。</p> <p>一つは、例えばここに基本目標なんかもあって、目標値なり達成状況やっていたいでいるわけですが、この目標値をやる以上に一番最初の段階で、例えば昔いただいた基本計画書も持ってきているわけですが、ここにあります基準時点での現状という数字、こういう数字だからこういう目標を立てて、こんな状況になっているんだよということをその時点での現状数値を書いていただくと非常にこの進捗状況というのが理解しやすいんじゃないか。これは要請でございますので、私は全部調べてきましたけれども、今後資料をお出しになる場合にそういうことをやっていただきたい。これは要請でございます。</p> <p>それから、2点目に、例えば6ページにございますが、この目標の2の項目の4点目ですね、「電磁波問題」、これは今後非常に大きな問題になるだろうと思っっているわけです。その中で現在、区としてどんな形でこの問題をとらえて、どんな対策をやっていっていただいているのか、これをまず1点ご説明いただきたい。</p> <p>それから、あわせまして3ページのほうの「みどりの道でつながります」ということの中で、事業者として「駐車場の緑化を行う」ということははっきり明示してあ</p>

	<p>るわけですが、現在、区としてどんな形でご指導いただいているのか。</p> <p>私も区内を相当たくさん回っているわけですが、その中で大規模な駐車場というのはほとんど緑化されていない。逆に言うならば、後ほど最後のテーマにも出てきますけれども、大きな事業所というものについては、緑化というのは義務づけられておりますよね。駐車場を経営するということになると、当然これはまた事業所という受けとめ方をすべきじゃないかということに私は思うわけです、個人的にですよ。だから、どんな形で今この駐車場の緑化というものをご指導なさっているのか。最初の1点目は要請、2点目、3点目は質問でございます。</p> <p>以上です。</p>
会 長	では、環境課長。
環 境 課 長	<p>先ほどの電磁波のことでお答えさせていただきますが、ただ、はっきり言いまして電磁波については、区としてはちゃんとした情報を実際に電磁波が健康に問題があるというようないろんな説明等がありますが、ただ、なかなかはっきりしたものがない段階なので、区としてある程度いろいろと質問があったときに情報提供するようなことをしているだけで、具体的にまだどういう方針でいくかということについて、今の段階ではまだ決めてございません。</p>
K 委 員	何もやっていないと考えるとよろしいわけですか。電磁波の問題は非常に将来的に
環 境 課 長	<p>大きな問題になってくるだろうと思うんですよ。</p> <p>実際、区で具体的にそのものもいい悪いというなかなか判断ができない段階ですので、多分国のほうでは総務省がやっているんだと思いますけれども、そういうところの相談窓口を紹介するとか、現段階ではそういうことではっきりした形で、ある程度の相談先をどこにさせていただいたらいいのか、そういうような程度を今しているところで、具体的にはっきりした形ではしてございません。</p>
会 長	その他のご質問について。
みどり公園課長	<p>駐車場の緑化の件なんですけど、一定規模以上ですと一般駐車場も届け出が必要になるので、その際にはお願いをしているんですが、ただ、建築確認に伴う緑化計画と違って、あくまでもお願いする以上のことがなかなか建築のように、例えば200平方メートルを超えるものについては、例えば建物をつくったり、施設をつくる、そういった建築行為があるときには当然強制力を持ってお願いができるんですけれども、一般的に届け出の段階でのお願いということで、なかなか駐車場の場合お願いしてもやっていただけない場合が多いというのは確かに現状ではございます。</p> <p>あと、今実際に規模の大きなもので運営されているものについては届け出がその</p>

	<p>際にはないものですから、個別にお願いして緑化していただけないかという話をする以上には、ちょっと強制力が今のところ行政としては持ってございません。</p>
K 委員	<p>一定規模というのは一応今のところどのくらいの規模でございますか。</p>
みどり公園課長	<p>私どものほうに来るんじゃないなくて、公害の関係で一定規模以上の駐車場をつくる時には届け出が必要になるんですよね。その際に緑化のほうにも回ってもらうようお願いしてもらうというのが今現状でございます。</p> <p>例えば、新たに何十台かの駐車場をつくりますよという届け出があった際にはそうなるんだと思いますが。</p>
会 長	<p>何台以上というのはないということですね。</p> <p>環境課長。</p>
環 境 課 長	<p>環境確保条例上、20台以上であれば、環境課に届け出がありますので、そういう機会をとらえまして指導するということになると思います。</p>
K 委員	<p>ほとんどないですよ。たくさん見えていますけれども、緑化というのは1個も入っていない。ほとんど入っていない。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。まだまだおありかと思えますけれども、今日、たくさん議題が残っていますから、次に進めさせたいと思います。</p> <p>それで、環境基本計画の改定というお話、先ほど来、環境課長から出ていますけれども、それで最初のG委員のご意見にも共通するんですが、こういう今日質問に出ていたような、どうしてこういう進捗の度合いなんだと、あるいは実施された、そういう評価解析というか、それをやってから基本計画の改定というところに行くべきだというふうに思うわけで、その辺のプロセスをちゃんと踏んで、今までの現状を踏まえて、どういうふうにやってきて、何が問題だったということを明確にする必要もあるんじゃないかと思えますので、よろしくお願いします。</p>
J 委員	<p>先ほどの電磁波の問題なんですけれども、既に例えばスウェーデンのカロリンスカ研究所では25年間の疫学的調査、あるいはクリントン大統領も当時電磁波の調査をかけていますので、そういうさまざまな情報はもう既にあると思いますので、少なくともいい悪いというよりも、このような研究が行われていて検証データがあつてということはまとめておく必要があると思います。そのデータを情報提供するならば、こういう検証が行われています、皆さんはどのように判断しますか、まさにサイエンスコミュニケーションとしては非常に重要だと思いますので、そういう情報ぐらいは集めておくことが非常に重要かと思えます。</p>
会 長	<p>電磁波の話、出ましたけれども、私、30年ほど前にアメリカのを調べに行ったこ</p>

<p>C 委 員</p> <p>会 長</p> <p>環 境 課 長</p>	<p>ともあるんですけれども、いろいろな現象があって、その当時、調べたけれどもグレーで終わりというようなことで、そういう何回か日本にも、うねりが来ていますけれども、今、携帯、あれを大きく取り上げている。例えばイギリスなんかだと子供に持たせないということ、これはマイナスの影響があるに決まっているんだということから禁止しているような国もあったり、その辺本当にまた大事になってくると思いますし、区のほうで情報だけは絶えず収集されるようにしていただけたらと思います。</p> <p>では、2点目のほうに移らせていただきまして、「平成19年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果について」、ご質問、ご意見ございましたら。</p> <p>C委員、お願いします。</p> <p>先ほど5ページにあります、「平成19年8月の槽内ガス調査」、これが公共下水道でこれかなり高い値だということなんですけれども、この値が基準値と比べてどのぐらいなのかというのを知りたいんです。それから中継所をめぐっては、その後、環境モニタリング調査はやっているようですが、健康相談の窓口はあるんですけれども、それが中継所にかかわるものなのかどうかは別としても、何かそういう地域から、もしかしたらそれじゃないかということでの訴えというか、健康被害みたいなものがどのくらいあるのかというようなことは、つかんでいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>環境課長。</p> <p>まず、5ページでございますが、この構内ガスの特に硫化水素のガスが8月がすごく高い数字なんです、これが具体的な基準というものがありませんが、一つビルピットという、ビルの下のピットがあるところの対策指導要綱というものがございまして、それは臭気防止のにおいがかなり強いにおいですので、その基準指針値として示されているのは10 p p mですが、それを重量のグラム数であらわすと1万6,000マイクログラムパー立方メートルということで、オーダーからいくと、これの10倍ぐらいの基準になりますので、それに比べたら少ない数字です。</p> <p>それから、この8月は今年は特に、先ほどご説明したように暑い夏でしたので、便所からの排水槽からもここに来ていますので、そういうものが腐敗してかなり高い濃度が外に出たのか、外のほうではかっていますので、下水道の、ほかからきた濃度かもしれませんので、それがたまたま今回高かったのもので、今後何回か、年4回ぐらいはわかりますので、それを見ながら、ちょっとその辺は11月分についてはある程度今後報告をさせていただきますが、それなりに低い数値が出ていますので、た</p>
--	---

		<p>またまここのところだけが高かったと考えています。</p> <p>それから、環境被害につきましては、保健所でしているんですが、実際は上井草保健センターで相談を受けていると聞いています。19年度についてもはっきりした数値まで今押さえていませんが、数名というように聞いています。</p>
会 C	長 委員	<p>C委員。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでこの数値が1,800ですか。基準的に言えば10分の1ぐらいということではあるんですけども、例えばこういうちょっと突出した数値が出た場合に、定期的なものではなく臨時的にその間、経過を見るとか、何かそういったシステムというものはないんですか。</p>
会 環 境 課	長 課長	<p>環境課長。</p> <p>今回につきましては、そういうことまではしませんでした。今後そういうものがある程度続くようであればそういうことも考えていきたいと思いますが、ただ、今回特に夏のときがかなり高い数字だったと思いますので、そのときの状況を見ながら考えていきたいと思います。</p>
会 T	長 委員	<p>T委員。</p> <p>今の件なんですが、このデータですと地下の汚水槽と公共下水道でしょう、これ同じ経路で地下汚水槽が65なんですよね。それがそのまま表に流れていって1,800になっているので、そういう意味だとなぜかなということでは何か流れ込んだのかなということを考える、チェックする必要があるのか、ないのかといったようなところも含めて検証してみるということはお願いできるのかと思いますけれども。</p>
会 M	長 委員	<p>ご意見だからよろしいですか。</p> <p>このモニタリングのことについて、以前にもお尋ねしたんですが、年に4回でしたでしょうか。こういった排出されるものとかの追跡というのは、やはり常時していないと平均値になってしまって把握が難しいというのが専門家の方のご意見と伺っています。この中継所というのは今後廃止されて、次にプラスチックの資源をまとめる施設として使われていくように伺っていますので、違うんでしょうか。</p> <p>そうではないとしても、今後プラスチックの資源をまとめるような施設ができる場合に、やはり常時継続して排出されるものをチェックできるような装置というのをぜひつけていただきたい。何か先日のご説明だと1カ月500万円ぐらいで契約なさっているようなことを伺ったので、何かそういうちょうど転換の機会にぜひ予算をつけて、環境先進都市としての杉並区がしっかりそういうことを把握していると</p>

	<p>いう姿勢を示していただけたらいいと思うんですが、いかがでしょうか。</p>
会 長	<p>今のご意見ですか。</p>
M 委 員	<p>そうですね、ですから、何かそういうことを考えていらっしゃるのか、今のよう に年4回でも十分だと思っていられるのか伺いたいです。</p>
環 境 課 長	<p>確かに、回数につきましては、過去には年6回とかとっているときがありましたが、ある程度落ちついてきたということで、年4回ということで、今後中継所がある限りはやります。</p>
	<p>それから、その先の話については今の段階ではまだどういう施設になるか明確ではありませんので、その段階で検討することになると思います。</p>
会 長	<p>わかりました。</p>
	<p>では、ありがとうございました。ほかにおありかと思えますけれども、次に移らせていただきます。</p>
	<p>「平成19年度一般大気中のアスベスト濃度の測定結果について」でございます。何かございましたらお願いいたします。</p>
	<p>K委員。</p>
K委員	<p>これは先ほどの第1点のときにも申し上げたわけですが、大気中のアスベスト濃度の測定について、これはやはり東京都の基準でいきますと0.22本パーリットルというような基準があるわけですが、こういうもの、それから工場の中はどうだとかいろいろありますけれども、ということを明記していただかないとこれを見ただけではすぐ理解できないというか、古い資料を都度引っ張り出しては、これだったらオーバーしているんじゃないか、大丈夫だとかというような形になりますので、以降資料をご提出いただく場合には、その辺の基準点も簡単にでいいですから明記していただきたいなと思います。</p> <p>それで、それを考えていますと、例えば下のほうで江東区とか新宿区とか多摩区、これ0.3以下ということになっているわけですが、今申し上げましたように東京都のモニタリング基準が0.22なんですね。間違っていないと思えますけれども、そうすると、0.3以下だからもっと低いからいいんだよとおっしゃればそうかもしれませんが、この辺の表現の問題としてオーバーしているのかなというようなことも考えますが、いかがなんでしょうか。</p>
会 長	<p>環境課長。</p>
環 境 課 長	<p>まず一つは、いわゆる基準ですが、いわゆる環境基準としてはないと思います。それで、一つは規制基準というものがございまして、いわゆるアスベスト工場での</p>

	敷地境界線での規制基準というのが、リットル当たり10本という基準がございます。それから、今ちょっと東京都のモニタリング基準はちょっと私も承知しておりませんが、いわゆる環境基準としてはないと思います。一般的に大気中に大体0.2本ぐらいあると言われております。
K 委員	私も前の資料から引っ張り出してきたわけですが、その時点では、東京都のモニタリング基準として0.22という数字があったものですから、いつのどういう法律何条で決めた云々、そこまで調べておりません。 <p>だけど、やっぱりこういう資料を出していただく場合に、一番最初するときにも申し上げたわけですが、基準とか、その辺をやった場合に初めてこのくらいだったら大丈夫だなとか、そういう感じがいたしますので、できるだけそういうことは明記していただきたいなというようなことでございます。</p>
会長	わかりました。 <p>Q委員、どうぞ。</p>
Q 委員	今、アスベスト工場の付近での測定基準みたいなものがあるというお話も出ていたんですけども、まずその前に杉並区内にアスベストの工場があったりするのかどうかとか、あと一般的な大気の中にアスベストがあるかどうかというのも、それも気にはなるんですけども、やはり病気になったりするニュースを聞くと、工場の付近であったりとか、もしくは工事現場とかの近くでの吸引が原因という話は聞いていますので、そういう工事現場とかでの測定とか、そういったことがどの程度されているとかということもすごく気になるんですけども。
会長	環境課長。
環境課長	まず、アスベスト工場はありません。過去にもありませんでした。 <p>それから、工事現場につきましては、アスベストがある場合につきましては、実際、アスベストの飛散性については密封をして工事をしなければいけないことになっていますので、そういうものについては区のほうにも届け出をいただきまして、現場に行って、出ないかどうかという調査をさせていただきます。</p>
Q 委員	チェックのほうは区のほうでされているということで、ありがとうございます。
会長	どうもありがとうございました。 <p>では、アスベストについてはそれで終わりにしまして、4番目の「杉並区一般廃棄物処理基本計画の改定について」、5点目が「廃プラスチックサーマルリサイクル等の平成20年度本格実施に向けての進捗状況について」、清掃管理課長ですが、ちょっと恐縮でございますけれども、時間押していますので簡潔によりしく願います。</p>

<p>清掃管理課長</p>	<p>します。</p> <p>私から2点ご報告をさせていただきます。</p> <p>初めに1点目ですが、「一般廃棄物処理基本計画の改定について」、ご報告をさせていただきます。</p> <p>昨年末ですが、資料をお送りさせていただいていると思います。杉並区の一般廃棄物処理基本計画につきましては、昨年の7月に当審議会から答申をいただいております。この答申を踏まえまして、区案を作成いたしました。これについてご報告をさせていただきます。</p> <p>資料は、説明の3枚のもの、それから計画案ということで冊子を届けさせていただいていると思います。まずは資料からご覧ください。</p> <p>計画の位置づけについては記載のとおりでございます。計画期間は20年から29年までの10カ年となっております。</p> <p>それから、(4)番で「改定案の特徴」でございますけれども、これまでの計画では、計画期間10年間で一つの数値目標という形でお示しをしているわけですが、今回の計画では短期目標年度を平成22年度、それから中期目標年度を25年度、重点目標年度を平成29年度と定め、それぞれに数値目標を設定し、これらを実現するための短期事業展開戦略・中長期事業展開戦略という形でまとめさせていただいております。</p> <p>2点目は、各個別計画ごとにその計画の目指す杉並区の将来のイメージを提示させていただきます。</p> <p>3番目ですが、一層のごみ減量とリサイクルの推進を図るため、平成22年度の実施を視野に家庭ごみの有料化の実施方法について検討することとしてございます。あわせて戸別収集の検討を行ってまいります。</p> <p>4点目ですが、区民の皆様にはわかりやすい計画となりますよう、それぞれ減量の目安のイメージを提示、提案、お示しをさせていただいております。</p> <p>今後のスケジュールでございますけれども、記載のとおり現在区民意見の提出手続を行っているところでございまして、20日までの期間で区民からご意見をいただく予定になってございます。</p> <p>恐れ入ります、概要版をご覧いただきたいと思っております。</p> <p>計画の全体計画の中で、重点目標として10年後の目標として、審議会からも答申をいただいた内容でございます。「ごみを限りなくゼロにする社会の実現」ということを計画の中心に掲げております。こちらにつきましては、すぐにごみをゼロと</p>
---------------	---

いう達成は困難ではありますが、将来的には限りなくごみゼロを目指し、10年後の平成29年度をその5合目と位置づけ、1人1日250グラムのごみ量を目指すということで、掲げているものでございます。

下のほうをご覧いただきたいと思いますが、(3)で数値目標、それぞれの年度ごとの目標数値等を掲げてございます。大変高い目標数値になってございます。これらの実現のための目標達成戦略等を次の3ページから記載をさせていただいてございます。

短期事業展開戦略の中では、「家庭ごみの有料化」、「家庭系不燃ごみの4分の1プロジェクト」、「古紙の完全リサイクル」、それから「リデュース・リユース育成プロジェクト」という形でさまざまな施策のメニューを用意いたしまして、ごみ削減に努めていくということになってございます。

恐れ入ります、原本のほうだけちょっとだけ概略ご説明させていただきます。冊子をご覧いただきたいと思います。

目次の次に、ゼロ章を設けました。「チャレンジ!ごみ量を限りなくゼロに!」ということで、この計画の内容、目標をアピールするため、こういったものを最初に提示をさせていただいてございます。現行の18年度649グラムから、29年度は250グラムという形で、大変高い目標数値を掲げてございます。達成のための目安といえますか、手段として幾つか例示をさせていただいているところです。事業系につきましても、同様にごみの減量についてご協力をいただくということで、こちらのほうにも提示をさせていただいているところでございます。

以下、ページをめくっていただきますと、4ページでは、「ごみを限りなくゼロにする社会」という形で区民の方に読んでいただけるような内容を提示をさせていただいているところです。

7ページには計画の体系、それから以降個別計画を提示をさせていただいているところでございます。

概要の内容の説明については以上とさせていただきますが、現在審議会の答申をいただいて、素案をつくって区民の方に意見提出の手続きをお願いしているところでございます。これらにつきましては、手続きに定めがございまして、文書等による意見の提出を規定しているところでございます。ぜひ、委員の皆様から既に何名の方からかは頂戴してございますが、ぜひとも1月20日までを期限としてございますので、文章による提出をお願いしたいと思っております。

次に、「廃プラスチックサーマルリサイクル等の平成20年度本格実施に向けて

<p>会 長</p>	<p>の進捗状況について」、ご報告をさせていただきます。</p> <p>平成20年4月からの実施に向けて、モデル地域を拡大いたしました。平成19年10月に9,700世帯から約4万2,000世帯に拡大をし、実施をしているところでございます。排出状況につきましては、パーセンテージのところでご覧いただきたいと思いますが、実施前との比較で可燃ごみは約10%の増量、不燃ごみはマイナス51%、それからプラスチック製の容器包装、既に実施地区ですが、ここでは14%の増という形で着実にこういった数字の変化が出てきているというところでございます。まだまだ不燃ごみにつきましては、当初見込みですとここで今49という数字が30になるのが目標になっていますので、組成からいくと30になるところになっていますので、まだまだ周知が必要であろうと考えてございます。</p> <p>また、20年度に向けての準備の状況ですけれども、記載のとおり説明会を36回実施いたしました。当日来ていただいた方は延べ1,480名という形で、大変大勢の皆様においていただきまして、資料等をお持ち帰りをいただいているところでございます。</p> <p>(2)番の今後の説明ですが、今週末土曜日からですが、3月にかけて計25回の説明会を追加して行うことにしてございます。説明の内容は同様となっておりますので、前回来られなかった方にまたご案内をするという形になります。今後のスケジュールですけれども、2月に広報の特集号、それから2月から3月にかけては、ごみ分けのパンフレット等を配布するということになってございます。</p> <p>ちょっとこの項目にはなかったんですが、こうしたモデル実施の拡大に伴いまして、清掃工場での焼却量が増えるわけですけれども、それについてご報告をさせていただきます。19年の10月からモデル地区が拡大しているわけですが、10月の工場の排水、排ガス、ダイオキシン類の調査結果をいただいているわけですが、これにつきましては、通常データとの変化がないという形でご報告をいただいております。なお、清掃一組では杉並区でのこうしたモデル実施の拡大に合わせて、今月の末から第2回の実証確認を実施すると伺っております。この調査結果につきましても、結果報告を受け次第、ご報告をさせていただく予定になってございます。</p> <p>私からは2点、以上でございます。</p> <p>なお、当日の配布資料等を今日お配りをさせていただいております。「新しいごみ・資源の分け方」等がございますので、参考にさせていただければと思っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>では、最初に「杉並区一般廃棄物処理基本計画の改定について」ということで、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。</p>
------------	---

K 委 員	<p>K委員。</p> <p>非常に私どもの意見を入れていただいてよろしいかと思っておりますけれども、その中で一つどうしても気になる点を申し上げますと、概要の1ページのところで「計画指標・数値目標」というのがございます。これについて、果たしてどこまで私たちを含めて区民が理解するかということ非常に悩んで、これについてしっかりと考えてみました。といいますのは、指標の1、2、3、4というのがあるわけですが、指標の4というのは指標の1から3の合計数値と考えてよろしいわけですね。まず1点確認をさせていただきます。</p> <p>そうしますと、例えば指標の4で1人当たりグラム/人日という数字ももちろん必要なんですけれども、これ以外に私としてお願いしたいのは22、25、29という数字以外に、数字の基準は18年度を基準にしておられると思っておりますけれども、この横の左側のところに18年度の基準数値をまず1点入れていただくというのが一つ必要じゃないかと思っております。だから、この場合には数字だということ、18年度になると649という数字になりますけれども、こういうのを入れていただく。あわせまして総量ですね、最終的に出てくる量、これを例えば指標の1のところに430、340、250の下に総量を入れていただく。それから、指標2についても事業系のごみにつきましても、最終的に18年度の数量というもの、これは1万7,747トンなんですけれども、それをベースにしてこれだけマイナスにしていくんだよということで、これも2段書きにして、数量的にこれだけのものが出てくるんだよ。</p> <p>そして、一番特に私悩んだのが、このリサイクル率なんです。リサイクル率というのは確かにずっと増やしていけばそれにこしたことはないわけなんですけれども、このリサイクル率というのは、これは質問になりますけれども、この指標1と指標2、いわゆる家庭系のものと事業系のもの両方を対象にしたリサイクル率であるのか、それとも家庭系ごみだけを対象にした、どう私が計算しても家庭系ごみを対象にしたリサイクル率しか算出できないわけです。ということは、リサイクル率によってどれだけのものがリサイクルできるのか、これも3段のようにして数量を書いていただく。そうすると1、2、3と合わせて合計が今言った16万6,000なり、15万4,000なり、12万8,000ということで区民なり私どもは理解できると思うんですけれども、これだけでだったら、例えば指標の1の430グラムは250グラム、大幅に減っているのに余り割合でいうと16万6,000が12万8,000しか減っていないじゃないの、どうなのということになかなか理解できないと思っています。特にこのリサイクル率の問題については、ここにも全く触れていなくて、後のほうに触れら</p>
-------	---

	<p>れているわけですがけれども、リサイクル率の出し方の数式なんかも、なかなか区民はそこまで勉強しません。正直言うとやっぱり理解して受け入れてくれて、協力したいというような気持ちにならないとだめだと思っんです。</p> <p>だから、いろいろ申しあげましたけれども、この表でいいますと、基準年の平成18年度の左側にくっつけていただいて、指標の1、2、3におのおの総重量を加えていただきたい。</p> <p>以上です。</p>
清掃管理課長	<p>ご指摘についてありがとうございました。本編のほうで15ページをご覧いただきたいと思っんですけれども、15ページのところでは目標設定の基礎数値という形でご指摘のように、平成18年度をベースにどう数値を削減していくかという形での数字を表示をさせていただいています。</p> <p>また、リサイクル率等の計算式につきましても、計算式を提示をさせていただいているところなんです。こちらについては概要版ということになってございますので、すべての項目についてお示しするわけにはまいりませんけれども、ご意見を参考にさせていただきたいと思っんです。区民の方にご理解いただけるような内容といいますか、お示しの仕方は工夫していきたいなと思っんです。</p> <p>また、総量につきましても、区のことにもございまして、区が収集するごみ量という形で把握してございまして、持ち込み量も含まれておりますので、清掃工場に搬入されるごみ量、あるいは資源のごみ量という形で把握をしているものでして、事業系の業者が収集する、いわゆる産廃、その他のものについては含まれません。一般持ち込みごみというのは事業から排出される一般ごみについてはその対象になっているということございまして、</p>
K 委 員	<p>ということは、リサイクル率の対象になっているのは指標1だけだと思っんでよろしいわけですね。</p>
清掃管理課長	<p>そうですね、おっしゃるとおりです。</p>
K 委 員	<p>ぜひとも先ほども申しあげましたとおり、これはわかります。だけど、これでもリサイクル率、15ページのところも私もしっかり読みましたけれども、これだけでも理解というのはなかなかできないんです。だから、やっぱり区民の協力を得るといって、それが一番必要なものだから、先ほど言ったことをお願いしたいと思っんです。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>G委員。</p>

<p>G 委 員</p> <p>清掃管理課長</p>	<p>この数値、これはこれで私は一つの理解の仕方ができると思いますけれども、昨日、横浜へ行ってきましたけれども、横浜市のごみ量というのは、資源回収量も全部引いている。実質的に処理をしなければいけない量でどうなってくるのかということで、ごみを30%減量すると言っているのは、資源ごみや何かをどんどん、いわゆるごみでないほうに持ち込んで、これだけ処理しなければいけないごみが減りましたという数値で何%減るかというような議論をしているんです。</p> <p>杉並の場合には、ごみ排出量には一応出すものは全部入るとい、収集したものを全部入るとい形ですから、こういう概念でいうと非常に難しい。区民ができることは資源に回す、集団回収に回すとか、インターネットを使ってだれかに使ってもらうとか、そういう行為でしか減量化できないのではないかと思います。私自身はこの減量化がどうやればできるのかと考えたときに、資源回収とかというのは、本当にごみ量が減れば上がってきますね。ですけれども、例えば団地でみんなでコンポスト化すれば、ごみ量としては出てこないし、資源回収としても出てこない。ごみ減量にはなる。そういういろんな形でこれからこれだけ減らそうとすると、かなり対応をとらないといけない。そうすると、この指標で今のお話のように、本当に自分のやっている努力と数値表現が合うのかが若干疑問だなということが1点。</p> <p>もう一点は事業系ごみ、杉並区は何で事業系ごみがこんなに少ないんだろうと思っていましたが、これは例えば八百屋などの店舗併用住宅からのごみを今のところ家庭系に入れているのかとも思います。多分家庭系ごみの有料化が進むと、今では無料ですからそちらに入りますけれども、事業系が増えて家庭系が減るという現象が出てくるのではないかと思います。全体で出てくる量は同じだけれども、数字的なマジックで事業系が増えて、家庭系は努力したから減りましたというような形の数値になってくる可能性があると思いますけれども、それはこういうところで議論すればいい話で、余り一般の方に説明する話ではないと思いますが。</p> <p>その辺で一番言いたいのは、やはりリデュースするということの努力がなかなか目に見えて反映されないというようなところがあって、それなのに減量化がすごい大きい目標値で出てきているところが、本当にどうやればできるのかというところですね。その辺私自身はきびしいかなという気がしていますけれども、こういうことをやればここまで減るといモデルみたいなものが前にありましたけれども、もう少しはつきり、それでは団地だったら、どういうことをやればこういうことができるのかということが見えてくるといいかなと思います。</p> <p>ありがとうございました。事業系、家庭系のごみにつきましては、23区の中でモ</p>
----------------------------	---

<p>会 長 ○ 委 員</p>	<p>デルですけれども、排出減の調査をしてございます。サンプル調査をして、それに基づいて算出をしてございますので、ほぼ近い数字が出ているんだろうと考えてございます。</p> <p>また、減量努力がわかるような形、おっしゃるとおりだと思います。そういった意味でも、1人1日250グラムという形で、出てくるごみの量が減ることによってご理解もいただけるかと思えます。ご指摘の点につきましては、広報といいますか、実施の段階で考えていきたいと思えます。</p> <p>では、○委員、お願いします。</p> <p>2点お聞きしたいと思えますが、一つは短期計画、中期、重点ということで3ステップ設定しているわけですが、特に短期なんかの場合には、この22年度に至る各年度のプログラムといいますか、数値を含んだプログラムというのは当然行政のほうではお出しになって、それを区議会のほうで審議するということになるんでしょうか。やっぱりこれ短期の目標を22年度で設定するまでの間の各年度の計画というのは必要じゃないかと思うんですね。中期なんかになるとこれは大分年度がかさばってきますから、それは別としても、やっぱり各年度で考えていけば、その年度の予算なり、あるいは年度の設備投資なり、あるいは設備の改修なり、そういうものが中に織り込まれて、より具体的になっていくと思うんです。</p> <p>その中で、もしそういうプログラムを組んでいくとなると、これは家庭からの排出努力ということだけじゃなくて、その家庭の排出をバックアップするためのメーカーなり、あるいは小売店なりの設計思想といいますか、販売思想といいますか、そういうものもあわせて考えて、そのプログラムを各年度にどういうことをやるんだということを決めていく必要があるだろうと思うんです。それに対して消費者、生活者のほうは、もう一つのここで3R出ていますが、もう一つのRの 4R と言ってもいいと思えますが、リフューズすると、そういうごみを出さないという視点で商品を選別できるようなガイドをつくる。これはNPOなり、あるいは消費者の団体なり、あるいは行政もそれに絡んでもいいかもしれませんが、そういうガイドラインをつくっていくと。せつかくこういう一般の処理基本計画をつくってスタートしていくわけですから、そういう消費者のほうのリフューズできるような、セレクトできるようなガイド基準をひとつ何らかの形でつくっていったらどうかというふうに思えます。</p> <p>それから、第2点のほうは、そういうことでプログラムをつくっていく中で、家庭ごみの有料化という問題が出ておりますが、ほかの自治体で有料化に踏み切って</p>
--------------------------	---

	<p>いる自治体がかなり今出ております。そういう自治体の有料化に踏み切った後のごみ排出量がどうなっているかというのを知りたいと思います。</p> <p>以上2点です。</p>
清掃管理課長	<p>ご意見ありがとうございます。まず最初に、短期戦略の関係でお話がありました。今後、この計画が確定した後、7ページにお示したように、その処理計画の目標達成プログラムを10月までに策定する予定になってございます。その中で詳細を詰めてまいりたいと考えてございますが、短期については当面着手できるものということから4つの事業を展開する予定になっています。</p> <p>その中でもやはり中心となってくるのが、家庭ごみの有料化ということの検討というところになってこようかなというように思っています。それぞれ組成等の調査から2番、3番につきましても実施可能と考えてございますので、区民の皆さんのご協力をいただきながら進めてまいりたいと思います。</p> <p>とりわけ、家庭系不燃ごみにつきましては、20年度の4月から廃プラスチックのサーマルリサイクルが始まります。資源化も行いますし、ペットボトルの集積所回収も実施いたしますので、これについては相当量の数字が出るのかなというふうに期待をしているところでございます。</p> <p>また、有料化の先行事例についてその後ということでございますけれども、審議の中でもご報告をしたように、リバウンドというものも想定されるわけでございますけれども、それは制度の設計の中で価格であったり、あるいはどこまでを有料にするとか無料にするとかいうような設定の中で回避できるという報告もございますので、そういったところも踏まえまして検討をしてまいりたいと考えているところでございます。</p> <p>事業者のガイドラインといいますか、ガイド基準というか、そういったようなご提言をいただきましたので、今後検討する際に参考とさせていただきたいと思えます。</p>
O 委員 会 長	<p>ぜひ、そういう点も年間プログラムをつくられる中で織り込んでいただきたいというふうに思うんですが、よろしくお願ひしたいと思えます。</p> <p>12時までとなりますので恐縮ですが、あと2人ぐらいの方でお願いしたいと思えます。</p>
C 委員	<p>C委員、お願いします。</p> <p>この審議会の答申を受けてできたものなので、これを全面的に覆すとか、そういうことではないんですけれども、私も途中から入ったので、経過がよくわからない</p>

ところなどもありました。それで、この冊子を見ますと、どういう視点で編集されているのかということなんですけれども、一番最後の36ページに「計画がめざすところ」ということで、「拡大生産者責任推進の働きかけ」と「環境学習・環境教育の拡充」ということが出されていて、私これは何か一番大切なものじゃないかなと思います。

いろいろごみを限りなくゼロにするためのさまざまな努力というものが、これから杉並区は10年間かけてこういうふうやっていくという計画として、さまざまな工夫や努力をすることがうたわれているんですけれども、発生抑制のことについては8ページに課題の1番目として出てはいるんですけれども、その幾つかの中の一つ、これは私、リサイクルをするにしても何してもやはり費用がかかるわけで、基本的に発生のもとを断つというか、その根源になるところを一番重点にすることが基本ではないかと思います。これが一番になっているということ自体はいいんですけれども、やっぱりこの拡大生産者責任についてももっともっと強調しなければならぬのではないかと思います。

あと、環境学習の問題ですけれども、今有料化ということが今回提示されているんですけれども、有料化の前にやはり本当ならばやらなきゃいけないことがたくさんあるはずなんです。それを10年間という長期の計画ですから、子供の教育というか、環境教育というものがすごくこれからこうした問題についてのすごく大事なところだと思って、大量に今排出している人たちの、ごみを出している人たちのマナーの問題が言われていますが、身につけているものというのがなかなかいろんな働きかけをしてもよくなりません。だから、あきらめるということではなくて、それはそれでやりながら、本当に子供の小さいときからこういうことが環境を壊しているんだということなんかを徹底して教育をしていくということに相当私はエネルギーを使うべきではないかなというふうに思ったんですけれども、それが一番最後になっているところがちょっと残念というか、もしもっと前のほうに強調していただけたらいいのではないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

会 長 課長。

清掃管理課長 ご指摘いただきましてありがとうございます。区といたしましても、まずは発生抑制ということを考えているわけですし、審議会の答申等もいただいているところでございまして、そういった趣旨を踏まえて計画を作成させていただいているところでございます。

C 委員	<p>また、拡大生産者責任、教育についてのご指摘をいただいたところですが、区としてできることということも限られてございます。拡大生産者責任について、杉並区1区のみが突出してできるということではございませんので、その中で対応を引き続きしていきたいと考えているところです。</p> <p>また、教育についてご指摘のとおり重要であるという認識を持ってございます。記載の順につきましては、それぞれの計画10本の計画を束ねて行うということになっていますので、それについて特に前で後でということでは差はございませんので、同様に取り扱いをさせていただきたいと思っています。</p> <p>有料化のことは、これにそういう方向が出されているんですけども、町場でやはり聞きますと、やっぱり有料化というのは困るという声もかなり多い。今既に出している事業者の方たちも今回値上げになったりして、ただでさえいろいろな負担が増えている中で、これ以上負担が増えるということについては抵抗をかなり持っている方が多いということも一応述べさせていただきたいと思います。なるべく有料化ということについては、してほしくないという声があるということをご踏まえていただきたいなと思います。</p>
会長	<p>ご意見として伺っておきます。</p>
U 委員	<p>あとお一方だけで、U委員、お願いします。</p>
U 委員	<p>12ページに将来人口と、それからごみ排出量見込みという欄がございますけれども、少子化が言われて将来は人口が減るという予測がされている中で、この数字が果たしてどうかなというふうな、そここのところと、それから下のところで、もし人口がそのまま増えていけば予測というのはこれでいいのかもしれませんが、人口減ということになれば当然排出量も総量も減っていくというふうなことになると思います。その辺をどう考えていらっしゃるのかなということと、それからもう一つ、33ページに資源化施設の確保、実施施策のところ、これも先ほどM委員がちらっとおっしゃいましたけれども、中継所の措置関係と当然区民の方から聞かれてくるのではないかというふうに思いますけれども、その辺をどの辺でどういう形で区民の意見を聞いていき、方針を明確にするのかというところを伺っておきたいと思います。これなかなかはっきりとはおっしゃりにくいところもあると思いますけれども、やはり関係の方々が一番気にかかるころだと思いますので、よろしくお願いします。</p>
会長 清掃管理課長	<p>課長、お願いします。</p> <p>2点いただきました。12ページにあります将来人口とごみ排出量見込みの基礎数</p>

	<p>値のところでございますが、今般実施計画等の改定も同時に行われているものでございまして、その際に区といたしまして、人口推計がございまして、人口は当面微増傾向が続くものと予測するというので、実施計画等も作成されてございます。それと軌を一にして、同じベースで算定したものでございます。</p> <p>それから、下の段の排出量につきましては、何も施策を講じなかった場合、人口増に伴ってごみ量がこれだけ増えるだろうということの予測をしたものでございます。</p> <p>それから、33ページにある資源化施設に絡めてお尋ねをいただきましたけれども、杉並中継所につきましては、先の議会で区長のほうから廃止時期を平成20年度末を目指し、遅くとも平成21年度末までに廃止をする方向で調整を行いますという形で議会答弁を行っているものでございまして、これを受けまして計画の中でも平成20年度以降、その利用方法について検討をするということで定めてございますので、その中で決めてまいります。内容につきましては、記載のとおり、リサイクル関連施設等を視野に入れながら検討をしていくという形になります。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。恐縮でございますけれども、ほかの方でもいろいろご意見まだまだおありかと思いますが、冒頭、申し上げましたように、審議会の委員の皆さんで何かご意見あったら出してくださいというようなことも理解いただきまして、メモのほうで恐縮でございますが、お出し願っていただけたらと思います。よろしくご協力のほどお願いします。</p> <p>では、あとご質問のほうで5番目のほうに「廃プラスチックサーマルリサイクル等の平成20年度本格実施に向けての進捗状況について」ということ、質問等ございましたらお願いします。</p>
K 委 員	<p>K委員。 簡単に質問します。</p> <p>この1番の(3)番の表がございまして、この可燃ごみ、不燃ごみ、これは数値の対象というのは4万2,000世帯と理解してよろしいんですか。それとも9,700世帯なんですか。というのは、余りにも日にち当たりの数量が余り変わっていないんですよ。そうすると、どういう数字なのか、この数値の対象を明確にしていきたいと思います。</p>
清掃管理課長	<p>数値につきましては、4万2,000世帯の10月実施の前と後という形の曜日別の1日当たりの平均という形でございます。</p>
K 委 員	<p>4万2,000戸、わかりました。</p>

会 長	<p>ほかにございますか。</p>
ごみ減量担当課長	<p>ご協力どうもありがとうございました。</p> <p>では、次に移らせていただきまして、6番目「「粗大ごみ処理手数料改定」について」、ごみ減量担当課長、お願いします。</p> <p>それでは、「粗大ごみ処理手数料改定」について、ご報告させていただきます。</p> <p>その前に、今日席上配付いたしました、すぎなみ環境賞についての報告書がございます。第25回の杉並区環境清掃審議会のときに19年度の実績について報告させていただいたんですが、今般この報告書ができましたので、ぜひ参考までにご覧になっていたいただきたいと存じます。</p> <p>それから、平成15年から私ども「中学生ごみ会議」を開催してございます。今年度も実施してございまして、今月の26日土曜日、9時半から「あんさんぶる荻窪」の4階で中学生の皆さんが環境配慮行動を実践してきました。そういった実践の中の発表をしますので、もしお時間がある方はおいでいただいて、時間がある方はご覧になっていただければと思います。</p> <p>それでは、粗大ごみの処理手数料の改定についての報告でございます。</p> <p>今回、粗大ごみの処理手数料の改定につきましては、廃棄物の処理手数料を改定したことに伴いまして、杉並区の廃棄物処理及び再利用に関する規則を改正して、今回改定されたものでございます。廃棄物の手数料の改定額は、粗大のごみ処理手数料の基本となっておりますので、そういった廃棄物の処理手数料に準じて決定したものでございます。</p> <p>改定の期日でございすけれども、今年の4月1日から施行ということでありす。ただし、施行前に収集申し込みいただいた方につきましては、4月30日までに収集するものの処理手数料については、従前の料金を適用するということになってございす。</p> <p>それから、粗大品目等の見直しの考え方でございすが、現行の粗大ごみの受け付け品目については、規則で88品目ということで単価が設定されているところでございす。そういった品目ごとに手数料が決定されてございす。今回見直しに当たりましては、行政サービス、区民の皆さんの負担のあり方について公平性を見るということを基本にしまして、現行の手数料が決められた平成6年7月当時と比べまして新たな品目を考慮して、見直しを行ったところでございす。</p> <p>料金の設定につきましては、記載のとおりになってございす。</p> <p>また、今回裏面に、主に改定例が書いてございすので、5段階ということでは</p>

<p>会長</p>	<p>準重量は10キログラムから70キログラムと5段階になってございます。主な改定内容について記載されてございますので、ご参考までにご覧ください。</p> <p>今後の予定でございますが、広報記載を20年2月1日号に記載していきたいと存じます。それから、20年の3月31日受け付け業務終了後、ホームページで更新をするということでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>何かございましたらお願いします。</p> <p>よろしゅうございますか。ありがとうございました。</p> <p>では、7番目「一定規模以上の開発事業等の報告について（緑化）（2件）」と書いてございますが、みどり公園課長、お願いします。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>私から、一定規模以上の開発事業等の緑化の報告をさせていただきます。</p> <p>今回2件ございますが、一つは「（仮称）警察大学校等跡地施設」と、もう一つは「光塩女子学院2号館新築工事」でございます。資料をご覧ください。</p> <p>（仮称）警察大学校跡地施設の所在地は、高円寺北一丁目28番です。当該地は、社会福祉法人によって特別養護老人ホーム等の施設整備が予定されております。</p> <p>資料表紙に記載してありますとおり、敷地面積は4,000.07平方メートルと、建築面積は1,976平方メートルということで、これに該当する基準緑地面積は374.8平方メートルとなります。實際上計画されている緑地は全体で1,178.55平方メートルと、あと接道部緑化についても基準が96.65メートルで計画が100.73メートルということで、基準を満たしてございます。高中木についても基準が高木は19で、計画は23本。中木についても125本ですが、計画は106本ということですが、高木1本が中木7本に当たりますので、計画数量を高木で満たしていると。低木につきましては、基準375本に対して1,297本を植えるということでございます。</p> <p>めくっていただきまして、案内図でございます。場所はJR中野駅の北西で、ほぼ杉並区と中野区の区境に位置して、北側に早稲田通りが通ってございます。その裏面のほうに緑化のコンセプトを載せてございます。</p> <p>次が、A3判ですが、既存樹の建物に当たる位置図を示した現況図でございます。実際、当たる中で、イチョウを含めて3本の木を移植するというので、既存の木の保全を可能な限り図った計画となっております。</p> <p>裏面が緑化の計画図で、その次につけておりますのが、屋上緑化をしますので屋上緑化の計画平面図となっております。</p> <p>次に、「光塩女子学院2号館新築工事」の説明をさせていただきます。</p>

	<p>所在地は、高円寺南二丁目36番です。敷地面積は3,989.28平方メートルで、建築面積は2,039.37平方メートル。基準緑地面積が324.59平方メートルに対して、計画緑地面積は402.99平方メートル。接道部緑化についても基準が100.35メートルに対して、計画接道部緑化延長は107.8メートルになってございます。</p> <p>あと、高中木についても基準16本に対して、既存と新植を含めて計56本の高木がございまして、中木につきましては、基準が108本に対して57本ということ、あと低木についても基準が325本ということで、計画上では278本になっている分については、高木1本が中木7本、低木20本に該当するというので、高木で十分基準を満足するような計画になってございます。</p> <p>めくっていただきまして、案内図が載っております。場所は、JR高円寺駅の南東約650メートルにあつて、環状7号線に面している敷地でございます。</p> <p>裏面のところに緑化のコンセプトで、次が現況の樹木の平面図が載っております。</p> <p>緑化計画図ということで、既存の樹木以外にも新たに屋上緑化をすることによって緑化を行う計画となっております。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
会 長	わかりました。
T 委 員	<p>では最初に、「警察大学校等跡地施設」、何かご意見、ご質問等ありますか。T委員、お願いします。</p> <p>これは、警察大学の跡地という、ブロックとしては大分広いんですね、中野区のほうまで含まれますから。ここの全体計画との関係というのは、今ご説明はなかったですし、杉並区としてはないのかもしれませんが、その辺はどういう基本的な考え方になっているのでしょうか。</p>
会 長	よろしく申し上げます。
都市計画課長	<p>確かに、中野警察大学校跡地、大部分が中野区にございまして、現在商業施設だとか、大学だとかマンションメーカー、今淡々と計画を練っているという話を聞いています。ただ、あくまでもこれは中野区の敷地と杉並区の境界で分けてございまして、今回は杉並区の敷地なものですので、単独で杉並区が計画して責任を持って緑化計画を進めている。中野区のエリアにつきましては、周辺環境に配慮して、緑化も守っていただきたいという話は中野区にしてございまして、それを受けまして、中野区と事業者と今後打ち合わせをして、どのような計画をしていくのかという絵面をかいていく予定になってございます。</p>

会 長	T委員。
T 委 員	以前から、会長からもこの緑化に対しての評価ができるといいなという話も出ていました。ぜひ、これだけの規模のプロジェクトなので、そういう、ここ杉並区単独ということだけでなく、このブロックとしての緑化等々に対しての評価というものも試みてみるというのもいいことじゃないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。
会 長	どうぞ。
都市計画課長	今のご質問は、今日ご説明した杉並区の施設以外、中野区との関連性も含めてというご質問だと思いますけれども、中野区でも中央部分にまとまった3から4ヘクタールの防災公園的なものをつくるということと、あと中につくります道路に面して緑地を進めていくという話を伺っております。 ただ、まだ具体的に中野区がどのような緑化計画を進めていくのか、民間事業者とどういう協議を進めていくのかというのは、まだ明らかになってございません。今後の課題だと考えてございます。
会 長	T委員。
T 委 員	特にお願いしたいというところは、評価をできるというようなシステムをお考えいただくと今後に対してもいいのではないかという意味合いでご検討いただけたらということです。
会 長	どうぞ。
都市計画課長	消極的な発言ではないんですが、あくまでも中野区の敷地で中野区が決めた事業者とやっているものですので、杉並区も申し入れをさせていただきますが、中野区と事業者の判断になろうかと思えます。ちょっと私も今できるできないは即答できなくて苦しいです。
会 長	ありがとうございました。
G 委 員	では、2番目の光塩女子学院につきまして、何かご質問等ございますか。 先ほどの警察に比べて、最終的な結論としての計画緑地面積が一方は30%、一方は10%ということで、敷地を見ると、校庭部分がそのまま、ほとんどグラウンドという形で処理されていると思いますが、結果がどうということではなく、こういう結論になる過程で、例えば緑地面積比率を25%にしようとか、そういうお話があるときに、こうした学校施設当たりのこういう規模のものに対して、どういう指導とかお願いとか、その結果としてこうなるのということは何かがございますでしょうか。逆に言えば、もうこれが限界なんだということで、基準を満たせばそれでいく

みどり公園課長	<p>ということにやはりなってしまうのか。</p> <p>当然、基準を満たしていただく計画を出していくのが前提ではございますが、それ以上緑化の努力をしていただくというお願いはさせていただきます。それぞれ指導の経過があつてこうなってきた中で、光塩についても可能な限り緑化ということで、屋上部分の緑化についても取り組んでいただくような形も、警察大学校跡地に比べれば規模は小さいですが、そういったことで少しずつでも緑化をしていただくようお願いはしたところでございます。</p>
会 長	<p>ほかにもございますか。</p> <p>よろしゅうございますか。ありがとうございました。</p> <p>では、用意されました報告事項、これで終わりますが、「その他」ということで、「環境博覧会ポストイベント」についてのご報告、環境都市推進担当課長、お願いします。</p>
環境都市推進担当課長	<p>皆様にご案内といたしまして、環境博覧会すぎなみ2007ポストイベント「不都合な真実」の上映会を3月2日に「あんさんぶる荻窪」の4階の第1、第3教室のほうで10時半からと1時半から開催いたします。</p> <p>裏面をご覧になっていただきますと、3階の情報資料コーナーでも杉並の省エネ、どうやったら家庭で省エネが進むのか相談するエネルギーカフェのコーナーなど、お茶を飲みながらご相談していただくコーナーも準備いたします。ロビー展示も2月26日からいたします。ぜひお運びいただければと思います。</p> <p>委員の方以外の区民の方々への広報としましては、「広報すぎなみ」2月11日号に掲載することとともに、ホームページへの掲載、それから地域省エネ行動計画のウェブサイトも10月に立ち上げましたので、そのほうにももうこの資料はアップされております。あと、区民センター、区民事務所などにもこのチラシのほうを配布、2月に入ってからになります、する予定でございますので、前回お見逃しになった方はぜひこの際お運びいただければ幸いです。どうぞお待ちしております。</p>
会 長	<p>では、ご都合のつく方、よろしく願いいたします。</p> <p>何かありますか。</p>
環 境 課 長	<p>ございません。</p>
会 長	<p>わかりました。</p> <p>では、次回の開催日程についてお諮りしたいと思います。</p> <p>3月でございますが、3月24日月曜日の午前と午後、それから水曜日、26日の午前、午前は10時から、それから午後は2時からということで、ご都合のつかない</p>

方、恐縮でございますが、挙手のほどお願いいたします。

3月24日月曜日、午前ご都合のつかない方。

(挙 手)

それから、午後2時からご都合のつかない方。

(挙 手)

では、3月24日の午前をお願いしたいと思います。

午後のほうが30分ぐらい余分に時間をとらせていただけるので楽なんですけれども、人数の関係で、ご出席いただける方、多いほうがよろしいですし、午前をお願いさせていただきます。

では、今日ご熱心にありがとうございました。

これもちまして、第27回の環境清掃審議会、終わりにさせていただきます。